

第1手順 問題意識共有の時間:「教科書」の該当する部分を確認する
趣旨→ 今日の報告に対する全体のイメージを掴むため

第2手順 報告の時間:「報告原稿」に基づく報告者の口頭報告
趣旨→ 今日の報告内容を確認・理解し、質問を準備するため

第3手順 質問の時間:ゼミ生は、一人で一つの質問をする
趣旨→ ゼミ生同士の議論によって報告内容の理解を深めるため
作業→ ゼミ生は10分間以内に、それぞれの質問を教員へGmailで送信する。
ヒント①→必要に応じ、「教科書」の該当する部分を再確認する

第4手順 記録の時間:「質疑応答」という名前のドキュメントに記録を残す
趣旨→ 報告内容や質疑応答の整理
ヒント①→紙に他のゼミ生の質問、報告者の応答、教員の補足解説をメモする

第5手順 宿題
①報告者に対する未回答問題の宿題
②未質問者に対する宿題

第6手順 翌週にて宿題の確認、補足説明
趣旨→ フィードバック

第1 民法 刑法

第2 民法 5編

- ①総則
- ②物権
- ③債権
- ④親族
- ⑤相続

第3 債権 → 不法行為
709条～724条の2

第4 (一般的)不法行為成立の要件

- ①権利侵害-----福田
- ②故意または過失-----高
- ③因果関係-----李
- ④損害-----チャン・李

第5 抗弁

- ①責任無能力の抗弁(未成年者、認知症患者)-----毛、杜
- ②過失相殺・(被害者側の過失)-----岩田
 - あ:適用範囲
 - い:逸失利益
 - う:過失相殺
 - え:被侵害利益
 - お:強制執行・担保を立てる・保全命令
- ③被害者の素因 (むち打ち症・首の長さ)-----
- ④損益相殺
- ⑤消滅時効

第6 特殊な不法行為

- ①使用者責任・注文者の責任-----袁
- ②物による権利侵害-----
- ③共同不法行為-----
- ④差止請求と損害賠償-----
- ⑤名誉毀損および人格権・プライバシー侵害-----
- ⑥医療過誤-----今村
- ⑦自動車損害賠償保障法-----

第五章 不法行為

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(財産以外の損害の賠償)

第七百十条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

(近親者に対する損害の賠償)

第七百十一条 他人の生命を侵害した者は、被害者の父母、配偶者及び子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない。

(責任能力)

第七百十二条 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。

第七百十三条 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

(責任無能力者の監督義務者等の責任)

第七百十四条 前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。

(使用者等の責任)

第七百十五条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

(注文者の責任)

第七百十六条 注文者は、請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償する責任を負わない。ただし、注文又は指図についてその注文者に過失があったときは、この限りでない。

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

第七百十七条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を

負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者がいるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

(動物の占有者等の責任)

第七百十八条 動物の占有者は、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは、この限りでない。

2 占有者に代わって動物を管理する者も、前項の責任を負う。

(共同不法行為者の責任)

第七百十九条 数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

2 行為者を教唆した者及び幫ほう助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する。

(正当防衛及び緊急避難)

第七百二十条 他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨げない。

2 前項の規定は、他人の物から生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した場合について準用する。

(損害賠償請求権に関する胎児の権利能力)

第七百二十一条 胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなす。

(損害賠償の方法、中間利息の控除及び過失相殺)

第七百二十二条 第四百七条及び第四百七条の二の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。

2 被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

(名誉毀き損における原状回復)

第七百二十三条 他人の名誉を毀き損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。

(不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。

二 不法行為の時から二十年間行使しないとき。

(人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第七百二十四条の二 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

2022年06月30日 福田君報告

田制くん

慰謝料の請求があると思うのですが、慰謝料はいくらだったんですか？-
(裁判所の認定)

佐藤くん

国立マンションの住民に対しても慰謝料や弁護士費用を請求したのですが
却下されたのですか。

李くん・チャンさん

高さを撤去するのはいいんですけど、「20メートル」という単位は単なる原告からの主観的な請求ですか？

既に建てられた建物を撤去するのは相当大変な作業なんですけど、撤去する高さに対しての争いはなかったんですか？

撤去する場合、費用は誰の負担ですか？ (チャンさん)

毛さん

住民達は景観利益を享受できないと主張したのに、なぜ最高裁は住民たちに対して、受忍限度が我慢できると判断して、その社会的に容認された行為は何か。

高石くん

裁判のその後住民たちは異議申し立てや反対運動をしなかったのか。

杜くん

質問:住民は何を根拠に毎月の慰謝料を計算/請求しているか

精神的な苦痛。

一般人 合理人

権利 → 法律上の保護される利益(権利内容の緩和) → 違法性 → 受忍限度論
狭い → 拡大 → 制限をかける。

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う

景観利益の保護の強化

景観権

違法性の一元論、二元論

2022年07月14日 李君報告

福田くん

4ページの民訴407条とは何ですか。

旧々民事訴訟法(1890)

旧民事訴訟法407(1926)

新・現行民事訴訟法325条(1998・平成10年)

法律審

事実審

(破棄差戻し等)

第三百二十五条 第三百十二条第一項又は第二項に規定する事由があるときは、上告裁判所は、原判決を破棄し、次条の場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同等の他の裁判所に移送しなければならない。高等裁判所が上告裁判所である場合において、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときも、同様とする。

2 上告裁判所である最高裁判所は、第三百十二条第一項又は第二項に規定する事由がない場合であっても、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原判決を破棄し、次条の場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同等の他の裁判所に移送することができる。

3 前二項の規定により差戻し又は移送を受けた裁判所は、新たな口頭弁論に基づき裁判をしなければならない。この場合において、上告裁判所が破棄の理由とした事実上及び法律上の判断は、差戻し又は移送を受けた裁判所を拘束する。

4 原判決に関与した裁判官は、前項の裁判に関与することができない。

(破棄自判)

第三百二十六条 次に掲げる場合には、上告裁判所は、事件について裁判をしなけ

ればならない。

- 一 確定した事実について憲法その他の法令の適用を誤ったことを理由として判決を破棄する場合において、事件がその事実に基づき裁判をするのに熟するとき。
- 二 事件が裁判所の権限に属しないことを理由として判決を破棄するとき。

毛さん

逸失利益はどういう意味ですか。

佐藤くん、袁さん

第二審判決のAの逸失利益につき死亡時までの2万6800円というのはなんのお金ですか？

Aの逸失利益につき死亡時までの2万6800円、慰謝料1100万円のみを認容した。
なぜ26800円を認めた(認定した)か

チャンさん

事故があった日から訴訟期間(消滅時効)はどのぐらいですか。

民法166条、167条
民法724条、724条の2

起算点

5年 知った時から5年間 (主観的起算点)
20年 不法行為の時から20年間 (客観的起算点)

杜くん

本件の原告と被告が分かったけど、B,C,Dは誰か

代号

岩田くん

もし被害者が遺書などを残さずに自殺をした場合では、どのくらい負担していたのか

中断説(44歳の死亡の時点、)
継続説(65歳まで継続して逸失利益を計算)

高石くん

リハビリは病院などで専門家がそばにいる状態で行うことはできなかったのか。

田制くん

後発的事情とは何ですか。

荒木くん

一部認容、一部棄却とはどういう意味ですか

2022年9月29日

杜くんの報告

チャンさん

衝突した事故に関して、責任者はどのような状況、または何歳から何歳まで責任がありますか？

「責任能力」

毛さん

免責事由・抗弁(不法行為の成立に対する抗弁)は、714条以外に、他の条文がありますか。

「抗弁」と「免責事由」の違いとは、

不可抗力

李くん・ I 事実の概要

最後、私見の部分で「誰でも簡単に鉄道へのガードレール(フェンス)を開くことができ、」って書いてますが、そもそもガードレールを開くってどういうことですか？

佐藤くん・高石くん

第三審で請求が棄却になったのですが、そのあと鉄道会社はどのようにお金を補ったのですか？

鉄道会社の請求を棄却したとあるが、鉄道会社はそのまま「泣き寝入り」という形になってしまったのか？

法の適用 政策的判断 利益衡量

認知症に関する保険

袁さん II 判決

第二審はY1に約360万円の支払いを命じて、

第三審は原告の請求を棄却するので、お金の支払い(被告⇒原告)はまだ必要ですか？--

また、まだ

岩田くん

Y2の別居期間が一年ないくらい短かった場合、責任はありそうか。

田制くん I 事実の概要

重度の認知症だったのに、

なぜ特別養護老人ホームじゃなくて、

在宅介護にしたのか--

延命治療・

法社会

荒木くん

具体的にどこまで監督していれば、監督責任が免れるのですか？

参考文献

「①その者自身の生活状況や心身の状況 ②精神障害者との親族関係の有無・濃淡 ③同居の有無その他の日常的な接触の程度 ④精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情 ⑤精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容 ⑥これらに対応して行われている監護や介護の実態」

福田くん

鉄道会社は、このような事故が今後起きないように何か対策をしましたか？

また、私見のところ鉄道会社がaさんに対して賠償を払う必要があるとしたが、yさんはその後何か行動を起こしましたか？

(責任能力)

第七百十二条 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。

第七百十三条 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

(責任無能力者の監督義務者等の責任)

第七百十四条 前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。

10月20日 毛さんの報告

チャンさん

サッカー場の監督が罰せられないでしょうか

荒木くん

学校内の事故なので、学校には責任がないのですか？

福田くん

原告らは、学校の教師たちに対して監督責任義務を怠ったとして、訴えなかったのか？

田制くん

学校側がゴールの位置とフェンスを高く作っていれば事故は防げたと思うんですけど、学校側の責任はないんですか？--

高平くん

判旨では「監督義務者としての義務を怠らなかったというべきである」と書きますが、その「監督義務」について具体的に何でしょうか？

李くん

上告審の判決で、「本件事故は通常が人身に危険が及ぶような行為であるとは言えない。」と書かれてますが、危険を及んだ行為か否かはどのような基準ですか？

杜くん

最高裁が今回適用したのは「監督義務を怠らなかったときは賠償責任はない」とする民法714条の規定ですが、親が監督義務を怠らなかったとどう判断したのか知りたい。

岩田くん

通常人なら避けれていたが、被害者が高齢で運転能力や回避力がなく、事故になっていた場合は判決は、変わるのか。

佐藤くん

第一審でYの請求を棄却したとあるのですが、Yは何の請求をしたのですか？

袁さん

Bさんは遊ぶの場所がボール禁止されてないので、yらには完全責任を負うのが厳しいでしょうか。

10月27日 岩田くん

(損害賠償の方法、中間利息の控除及び過失相殺)

第七百二十二条 第四百七条及び第四百七条の二の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。

2 被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

債権
債権総論
債権各論

編纂の方法

(損害賠償の方法)

第四百十七條 損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める。

(中間利息の控除)

第四百十七條の二 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。

2 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときも、前項と同様とする。

(過失相殺)

第四百十八條 債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。

712条、責任能力

(責任能力)

第七百十二條 未成年者(18歳まで)は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。

713条、

714条

条文、学説、**判例**

判例→法的拘束力

判例変更

逸失利益

チャンさん

第2審の判決の結論A・Bの損害賠償債権額が100万に減額したが、第1審より損害賠償額が高いですか？

福田くん

第二審で、被害者に過失があると判断しているのに、なぜ損害賠償額が増額しているのですか？

李くん

第一審と控訴審の判決で
被害者Aの保護者であるX1とX2は夫婦であるのに
なぜ二つの判決とも
X1に更に多額の賠償金が与えられましたか？

佐藤くん

佐藤愛翔です。
なぜX1X2X3それぞれに違う金額の賠償金なのですか？

毛さん

もしY2が衝突することを避けたとしても、(=Y2に過失のなかった場合)
児童らが死亡した場合は、過失相殺にあたりますか。

荒木くん

過失相殺をするにあたり、被害者にどの程度の能力が必要ですか？

田制くん

Yは保険に加入していなかったんですか？

高平くん

被害者本人が知能不足の場合なら、
親がいくら教育しても、事件の予測不能ではないでしょうか？--

杜くん

過失相殺に該当する場合、
両方は、過失分配割合をどのように区分するか。

今村くん

この事件は運転手と被害者の小学生だけの問題ではないと思われませんが、

道路や学校、色んな問題があると思うので
損害賠償はいつまでも

その都度請求できるのですか？

高石くん

事故当時の状況はどうあがいても・足掻いても避けられなかったのか。
単純に加害者の確認不足だったのか

加害者の過失？

11月03日 佐藤君報告

民法695条

第695条

和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって、
その効力を生ずる。

裁判所(示談後、追加請求できる)

佐藤(示談後、追加請求できない)

袁さん 毛さん 岩田くん 福田くん 李くん	杜くん チャンさん 高石くん 田制くん
---------------------------------------	------------------------------

折衷説

- ・ 和解契約が成立すれば、請求できません。
- ・ しかし、合意に錯誤(民法95条)があり、請求できる。

毛さん
求償権について、どのような権利ですか、あるいは民法第何条で解釈していますか。

李くん
YはBと何らの交渉も無いうちに示談契約書を作成し、Bは早急に自動車損害保険金の支給を受けるためにその作成に応じましたが、Bが応じたと言ってこれは正式的な契約になれますか？--
要式契約・ 諾成契約

(使用者等の責任)

第七百十五条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその**事業の執行**について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

- 2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。
- 3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

第十二条の四 政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

- ② 前項の場合において、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる。

11月10日 高平くん

原 審

現時点(上告審・第3審) 原審は第2審になる。

現時点(控訴審・第2審) 原審は第1審になる。

破棄自判
破棄差戻し

事実審 法律審

和解

毛さん

私見の最後の部分に、「相当な防止設備による免責」の概念と書いてあるが、それはどういうことですか。

李くん

- ①例え再審が行われた場合には、原審が上告審になりますか？
- ②例え第一審が簡易裁判所から始まったとすると、上告審は高等裁判所になりますが、この場合だと高等裁判所は破棄、あるいは棄却判決を出すことができますか？